

1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条より】

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、その児童も、被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、学級内の温かい人間関係の育成に努める。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学級づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

学期に2回以上、「いじめ対策委員会」を開催し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、学年主任、生活指導主任、長期欠席対策主任、養護教諭、(SC)で構成し、必要に応じて、児童相談所、SSW等の関係機関の参加を要請する。

3 今年度の基本方針

(1) 昨年度はいじめの実態や対応から明らかになった課題

悪意なく陰口を広げてしまい、人間関係を悪化させることになった事案が複数あった。
相手の立場に立った言動ができず、相手を傷つけてしまう事案があった。

(2) 課題を解消するための今年度の取り組み

よつば学習（チーム学習）を積極的に展開し、互いに認め合い、頼り合えるような良好な関係作りに努める。座席位置を考え、多様な考え方を認め合えるような心理的安全性の高い学級環境を整えた上で、むつみあいタイムなども通して、日頃より自分の気持ちを上手に表現するように指導を重ねていく。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① むつみあいタイムなどを通して、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に頼り合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ② よつば学習（チーム学習）を積極的に展開し、児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーの理解を深める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 生活アンケート（学期に2回以上）と教育相談（学期に1回以上）、相談ポストの設置で児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 保護者用の「いじめ対策アンケート」（年1回以上）を実施し、保護者と連携していじめの早期発見に努める。
- ③ 教師と児童の温かい人間関係づくりや、保護者や地域との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を広げる。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に迅速かつ組織的に対応する。
- ② 被害児童の心に寄り添い、被害児童の安心・安全を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑦ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組は、年度末に見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) いじめ防止に関する校内研修（下記参照）を行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

【1学期：心理的安全性を高める学級環境について、2学期：いじめの組織的な対応について、3学期：事例検討会】